

お知らせ 国民健康保険・後期高齢者 医療制度加入の皆さんへ

交通事故やけんかなど、本人以外の第三者（以降「第三者」）の行為によってケガをした場合や飲食店での食中毒や購入した食品などが原因の疾病の治療をする場合にも、保険証を使って治療していただけます。

そのときは、すみやかに医療機関への窓口へ申し出るとともに、国保・後期高齢者医療の係へも届出をすることが義務付けられています。

届出がない場合、医療機関からの診療報酬明細書の確認を行い、その結果、第三者による負傷・疾病の可能性がある場合には、世帯主の方に「負傷・疾病原因届」の提出を依頼しています。その際にはご協力をいただきますようお願いいたします。

▼国保・後期高齢者医療は一時立替払い

交通事故などでケガをし、その原因が第三者にある場合、これらに伴う治療費は本来、第三者が支払わなければなりません。しかし、国保・後期高齢者医療では「被保険者の治療を受ける権利」を保

障するということから、一時立替払いの形とし、後から第三者に請求することになります。ただし、第三者から治療費を受け取っている場合は、国保・後期高齢者医療の立替はできません。

▼示談をする前に

国保・後期高齢者医療の係に届出をする前に示談が成立してしまつと、国保・後期高齢者医療が第三者に請求できなくなり、被保険者へ不当利得返還請求をする場合があります。示談をする前に必ずご相談ください。

なお、届出に必要なものについては、国民健康保険係、後期高齢者医療係までご相談ください。

■問い合わせ
町民課
☎893-1117

お知らせ 国民健康保険一部負担金 減免について

災害や失業などの特別な事情で、世帯の生活が一時的に著しく困難となった場合、申請により一部負担金（医療費の自己負担分）の支払いの減免などの制度があります。詳しくは国民健康保険係までお

問い合わせください。
■問い合わせ
町民課
☎893-1117

お知らせ 本川地区のごみの分別 方法が変わります

4月から、本川地区の可燃ごみの処理は北原クリーンセンター（土佐市）で行われます。

これに伴い、ごみの分別方法が一部変わります（いの町全体の分別・処理方法が統一されることとなります）。

皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。

【変更の概要】

①現在の「可燃ごみ」は品目によって次のように分別方法が変わります

▼「可燃ごみ」になるもの
生ごみ、たばこの吸いがら、紙おむつ、剪定枝・草、紙くず、汚れのひどいラップ、肌着類など

▼「布類」（資源ごみ）に変更となるもの
衣服、タオル、薄手の毛布、シート、カーテンなど



▼「粗大ごみ」に変更となるもの
ふとん、厚手の毛布、カーペット、座布団、敷きパットなど

▼「容器包装プラスチック」（資源ごみ）に変更となるもの
たまごなどのパック類、レジ袋、包装用フィルム、食品のトレイ、調味料のチューブ類、ラーメンなどのカップ類、洗剤などのボトル類、発泡スチロールなど

※「容器包装プラスチック」とは、中身の商品を取り出したり、使った後不要となるプラスチックの容器や包装類です。

※ペットボトルと同じように中身を取り出し十分に水洗いをして下さい。

▼「不燃ごみ」に変更となるもの
靴、カバンなどの革製品、ゴム製品、ライター、バケツ、洗面用品、台所用品、ビデオなどのカセットテープ、CDなど

②現在の「粗大ごみ」は品目によって次のように分別方法が変わります

▼「粗大ごみ」になるもの
タンス、机、ソファ、いす、自転車、ストーブ、大型

の家電製品（家電4品目以外）、ふとん、厚手の毛布、カーペット、50cc以下のバイク、大型楽器類など

※「粗大ごみ」とは、指定ごみ袋に入りきららない大型のごみです。

▼「不燃ごみ」に変更となるもの
ラジカセ、ビデオデッキ、カメラ、アイロン、炊飯器、トースター、ポットなどの小型電気製品（家電4品目を除く）

■問い合わせ
環境課
☎893-1160
本川総合支所住民福祉課
☎869-2114



お知らせ 平成28年度生ごみ電動処理機購入補助について

▼対象者
○町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方
○町内で設置し、維持管理のできる方

○排出される堆肥化物を処理できる方
○過去に支給を受けている方は、おおむね10年を経過し、破損などにより使用できない場合

い場合